

# 令和2年第2回岩泉町議会 臨時会会議録目次

第 1 号 (5月14日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
報告第1号～報告第5号の上程、報告	6
・報告第1号 安家地区複合施設電気設備工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第2号 安家地区複合施設機械設備工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第3号 地域情報通信基盤施設災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第4号 林道泉沢線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第5号 林道沢倉線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
・承認第1号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて	
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
・承認第2号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第5号)の専決処	

分に関し承認を求めることについて	
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
・承認第3号 岩泉町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
・承認第4号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
・承認第5号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
・議案第1号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）	
閉会の宣告	34
署名	35

令和 2 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 ( 第 1 号 )

招 集 年 月 日	令 和 2 年 5 月 8 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 2 年 5 月 1 4 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 2 年 5 月 1 4 日 午 前 1 1 時 3 1 分				
出席 及び 欠 席 議 員  出席 1 4 人 欠 席 0 人  (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 番	畠山昌典	2 番	畠山和英
	3 番	小松ひとみ		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主 査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副 町 長	佐々木宏幸
	教 育 長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	三上久人
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三上訓一	消防防災課長	和山勝富
	教育次長	三上義重		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

# 令和 2 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会

## 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 5 月 1 4 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 安家地区複合施設電気設備工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 4 報告第 2 号 安家地区複合施設機械設備工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 5 報告第 3 号 地域情報通信基盤施設災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 6 報告第 4 号 林道泉沢線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 7 報告第 5 号 林道沢倉線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 8 承認第 1 号 令和 2 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 1 号) の専決処分に関し承認を  
を求めることについて

日程第 9 承認第 2 号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号) の専決処分に関  
し承認を求めることについて

日程第 1 0 承認第 3 号 岩泉町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めるこ  
とについて

日程第 1 1 承認第 4 号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分  
に関し承認を求めることについて

日程第 1 2 承認第 5 号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めるこ  
とについて

日程第 1 3 議案第 1 号 令和 2 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 2 号)

閉 会 の 宣 告



---

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから令和2年第2回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、8番、三田地和彦君から所用のため早退する旨届け出が提出されておりますので、報告します。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、畠山昌典君、2番、畠山和英君、3番、小松ひとみ君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、5月14日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本臨時会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

---

◎報告第1号～報告第5号の上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、報告第1号から日程第7、報告第5号までの報告を行います。

報告第1号 安家地区複合施設電気設備工事の請負変更契約締結の専決処分についてから報告第5号 林道沢倉線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分についてまで順番に報告を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） それでは、5件につきまして、順次報告をさせていただきます。

報告第1号 安家地区複合施設電気設備工事の請負変更契約締結の専決処分について。

安家地区複合施設電気設備工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月14日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。安家地区複合施設電気設備工事の請負変更契約締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年3月13日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、安家地区複合施設電気設備工事。

2、工事場所、岩泉町安家字日蔭地内。

3、契約金額、当初請負額7,052万4,000円、第1回変更請負額7,183万円、第2回変更請負額7,392万6,194円、変更による増額209万6,194円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字太田15番地1。氏名、株式会社奥村電気商会岩泉営業所、所長、三上茂幸。

5、変更理由、無線設備等追加に伴う増によるものでございます。

次に、報告第2号 安家地区複合施設機械設備工事の請負変更契約締結の専決処分について。

安家地区複合施設機械設備工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の



規定により報告する。

令和2年5月14日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。安家地区複合施設機械設備工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年3月16日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、安家地区複合施設機械設備工事。

2、工事場所、岩泉町安家字日蔭地内。

3、契約金額、当初請負額9,720万円、第1回変更請負額9,900万円、第2回変更請負額9,573万3,132円、変更による減額326万6,868円。

4、請負者、住所、宮古市八木沢3丁目11番5号。氏名、株式会社菊地建設、代表取締役、菊地和弘。

5、変更理由、受水槽容量等変更に伴う減によるものでございます。

次に、報告第3号 地域情報通信基盤施設災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

地域情報通信基盤施設災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月14日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。地域情報通信基盤施設災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年3月12日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、地域情報通信基盤施設災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町全域。

3、契約金額、当初請負額1億5,598万4,400円、第1回変更請負額1億6,722万3,200円、第2回変更請負額1億7,033万1,600円、変更による増額310万8,400円。

4、請負者、住所、盛岡市中央通1丁目2番2号。氏名、東日本電信電話株式会社岩手支店、

支店長、星伸寿。

5、変更理由、道路占用許可申請箇所が増えたことによる申請業務の増によるものでございます。

次に、報告第4号 林道泉沢線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

林道泉沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月14日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。林道泉沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年3月11日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、林道泉沢線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町袋綿字本町地内。

3、契約金額、当初請負額3億3,480万円、第1回変更請負額2億8,710万8,280円、第2回変更請負額2億3,510万9,520円、第3回変更請負額2億3,237万3,880円、変更による減額273万5,640円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

5、変更理由、ブロック積工等の数量の変更による減でございます。

次に、報告第5号 林道沢倉線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

林道沢倉線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月14日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。林道沢倉線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年3月11日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、林道沢倉線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町釜津田字沢口地内ほか。

3、契約金額、当初請負額8,359万2,000円、第1回変更請負額7,028万1,000円、第2回変更請負額7,157万7,000円、変更による増額129万6,000円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字大館19番地1。氏名、県北緑化株式会社、代表取締役、昆野裕治。

5、変更理由、ブロック積工等の数量の変更による増でございます。

以上、5件の報告でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号から報告第5号までの5件全部の報告を終わります。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第8、承認第1号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 承認第1号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

令和2年5月14日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）。令和2年度岩泉町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億6,772万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億472万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、上記のとおり専決処分する。

令和2年5月1日、岩泉町長、中居健一。

今回の補正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく国の令和2年度補正予算（第1号）が4月30日に成立したことを受け、迅速な給付が求められる特別定額給付金及び子育て世帯臨時給付金に係る予算を計上したほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため必要な予算を計上したものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。4ページを御覧願います。2款1項12目特別定額給付金給付費、18節負担金補助及び交付金において、国の緊急経済対策に伴う特別定額給付金を8億9,920万円計上しております。町民お一人当たり10万円の給付となり、基準日の令和2年4月27日時点の住民基本台帳に記載されている方が対象でございます。本町におきましては8,992人でございます。また、当該給付事業に伴います事務経費につきまして、1節の報酬から12節委託料までに予算を計上しております。なお、給付金及び事務費ともにその全額が国費で措置される見込みとなっております。

次に、3款2項1目児童福祉総務費でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、子育て世帯臨時特別給付金807万円を計上しております。これも国の緊急経済対策に伴う事業でございます。児童手当の受給世帯に対しまして対象児童お一人当たり1万円を給付するものであります。また、事務経費といたしまして、3節職員手当等、10節需用費、11節役務費に予算を計上しており、給付費及び事務費ともにその全額が国費で措置される見込みでございます。

次に、5ページを御覧願います。4款1項2目予防費、総額で4,867万2,000円を計上しております。この予防費におきましては、新型コロナウイルス感染症に対する町内での感染拡大防止を図る緊急対策といたしまして、マスク、消毒液など衛生用品等の配備、備蓄に対する予算を消耗品費として計上をいたしまして、また避難所での感染拡大防止対策として、発熱者検知用サーマルカメラの購入に係る予算を計上しているところでございます。なお、感染症拡大防止対策の財源といたしましては、国の緊急経済対策で創設されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これの導入を予定しているものでございます。

次に、歳入を説明いたします。3ページをお開き願います。14款2項1目総務費国庫補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と特別定額給付金事業に伴います国庫補助金でございます。総額9億5,929万3,000円を計上しております。2目民生費国庫補助金でございます。子育て世帯臨時特別給付金事業に伴います国庫補助金で、総額843万5,000円

を計上しているものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 細かいところですけども、5ページ、4款の衛生費で、消耗品費、感染防止対策としてマスク等、消毒等々を準備、購入ということでございますが、随分額が大きいわけですが、詳しくもしご説明していただければなと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） この額でございますけれども、これはちまた不足で騒がれたりしておりますが、例えばマスクを50万枚ですとか、あるいは消毒液を5リットル分を300本ですとか、それから非接触体温計が60本、あるいは隔離テントを17個、そして消毒作業の防護服等のセットが300セット、そういったものをまとめた予算でございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） マスク等50万枚といえればかなり多い額であります。そうしますと、これ確保できないとかニュース等で流れておりますが、これらの確保、あるいはもう既に準備なされていのか等を含めて、またどういうふうに使っていくのか等を含めてもうちょっと具体的にご説明していただければと思います。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 専決処分をさせていただきまして、とにかくに発注のほうはさせていただきましてけれども、なかなか思うとおりに入ってこない状況もございます。一部今入り始めているのもございますので、とにかくこれからの第2波、第3波に備えるという意味もございまして、発注のほうは進めているものでございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） そうしますと、これからまだ今準備段階ということでありますので、これらを準備して感染防止対策に強化と申しまししょうか、対応していくというふうなことで今から準備をして万全を期すということでしょうか、ご答弁お願ひします。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） はい、これまで町のほうでも、いわゆる介護関係施設でありますとか病院関係等でありますとか、備蓄をしていた分を回したり、急遽買って回したりしておりましたけれども、その分の備蓄をもう既に食っている部分がございますので、これからの分に備え、また通常の備蓄にも備えるという意味で、ここで予算を確保させていただいて補給もしていくということでございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） その下の17節備品購入費、この発熱者検知用サーマルカメラ購入ですが、これ聞きなれないカメラ、台数等どういうものか、どういうときに使うのかを説明をお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） お答えいたします。

17節備品購入費の発熱者検知用サーマルカメラの購入の件でございますけれども、このサーマルカメラにつきましては、体温計の一種でございます。通常皆さんご存じのとおり非接触型ということで、対面して測るこの部分が通常使う非接触型でございますけれども、このサーマルカメラにつきましては、基本的に指定避難所用に使うものでございます。今回11台購入いたします。なぜ11台、しかも指定避難所用という部分でございますけれども、これにつきましては、まず距離二、三メートルの部分で瞬時にその方の体温を測れるという部分でございます。ご存じのとおり、災害時におきましては避難所の部分はかなり混み合います。整理しながら瞬時にその方の体温を測り、そして健康管理状態を測り、適切な避難態勢を確保するという部分でございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 距離を置いても測れるということで、これはもう発注はされているとは思いますが、先ほどの質問とかぶりますが、購入は購入済みなのかどうなのか、そこをお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） お答えいたします。

発注の部分につきまして、いろいろ商品等調べておりました、手配はしておりますけれども、なかなか期間がかかります。ただし、この購入に当たりまして、確認もする必要があるということで、取りあえず1基だけは何とか配備のほう確認させていただいて、現状確認はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 特別定額給付金のことなのですが、一人世帯のところでも分見てもよく分からないような人も中にはいるのではないかなと。漏れがないように間違いなく受給できるようにしてあげるためには訪問か何かしてきちんと対応してあげることも必要ではないかと思うのですが、その辺のところには考えていらっしゃるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） 定額給付金の申請の受け付けの関係でございますが、その辺について、取りあえず8月、3か月間の申請期間がございますが、取りあえず郵便を原則といたしまして、そしてその状況を見ながら、その次の手段として支所とか、それこそ保健師さん等の戸別訪問とか、あとはぴーちゃんを通しての個別勧奨とか、その辺までを視野に入れて取り組んでいこうと考えてございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 今に関連して、5月11日の受け付けから3か月ですから8月の10日というふうに見込んだ場合、この間に転入、転出、もしくは4月27日現在の住民票だけが基本だということになった場合はこの時点での今のような転入、転出、死亡、これには関わらないというふうに認識していいのかどうかお伺いします。4月27日の分だけが基準になるのだということに受けとめておいていいかどうか、お願いします。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） 4月27日が基準となつてございまして、その前後はいた市町村、前にいた市町村の申請になってございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 前後、そうすると、あと今言った生存、3か月の間に有事の際、有事があ

ったというふうな場合には、その方の資格はどうなるのかと。4月27日には住民票、基本台帳上は生存していたけれども、3か月ですから、毎日のように新聞に死亡欄が出てくるのですが、その方々についての扱いは問題がないかということです。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） その辺の取扱いも国のほうから通知等来てございまして、申請が終わった後、死亡なさった一人世帯の方については申し訳ございませんが、給付できないということになってございます。ただ、その世帯に家族の方とかいる場合はそちらのほうに代えて申請できるということになってございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） その方に代えてというふうな表現がありました。代えるというか、定額給付は個人そのものですよね、住民票台帳の個人そのものの方に給付ということですが、亡くなったから誰かに代えてというのはあり得ないような気がします。どうでしょうね。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） 表現がちょっとまずかったので、申し訳ございませんでした。1人10万円ということですが、世帯主に給付するということになってございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから承認第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

---

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決



○議長（加藤久民君） 日程第9、承認第2号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 承認第2号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

令和2年5月14日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第5号）。

令和元年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,170万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、上記のとおり専決処分する。

令和2年3月18日提出、岩泉町長、中居健一。

今回の補正につきましては、施設介護サービス給付費の増加への対応並びに介護給付費国県負担金の負担金の確定に伴います超過交付額の返還に対応するための補正を行ったものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。4ページを御覧願います。2款1項1目介護サービス等諸費、19節の施設介護サービス給付費で395万1,000円を増額計上しております。

次に、5ページですが、5款1項3目介護給付費負担金等返還金、23節の国庫支出金等精算返還金で1,454万9,000円を増額計上しております。これは、平成30年度分の介護給付費国県負担金が令和2年3月に確定したことに伴いまして、超過交付額の返還が必要となったことによるものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。3ページをお開き願います。1款1項1目の第1号被保険者

保険料におきまして570万5,000円を増額し、2款2項1目の調整交付金では1,279万5,000円を増額計上するものでございます。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから承認第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

---

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第10、承認第3号 岩泉町税条例等の一部を改正する条例の専決処分  
に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 承認第3号 岩泉町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し  
承認を求めることについて。

岩泉町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙  
のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年5月14日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法

施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、岩泉町税条例等の一部を改正する条例を設け、及び同日から施行する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日、岩泉町長、中居健一。

今回の改正でございますが、地方税法等の改正に伴う整合性を図りますとともに、法改正等に伴う条ずれ、元号表記を含む文言の修正等といった所要の整理を行うものであります。新旧対照表による改正の比較が50ページ以上に及びますので、主な改正内容につきまして、別添の参考資料で説明をさせていただきたいと存じますので、御覧願いたいと思います。A4の1枚ものでございます。

2の(1)の未婚のひとり親に対する措置等についてであります。地方税法におきましては、男女の性別で適用対象となる要件等が異なっておりました寡婦(寡夫)控除でございますが、ひとり親控除と寡婦控除に整理されたことに伴う改正でございます。ひとり親控除につきましては、性別や婚姻歴に関わらず、現在婚姻をしていない、又は配偶者が生死不明であって生計同一の子がいる場合に対象となり、本人、子には所得要件があるものでございます。

次に、寡婦控除は、生計同一の子がいない女性のみが対象となるものであります。

次に、(2)の所有者不明土地等への対応についてであります。所有者が死亡、不明の場合の固定資産税の課税上の問題を解決するために、地方税法が改正されたことに伴います改正でございます。所有者が死亡している場合、現所有者、相続人でございますが、納税義務者となるわけですが、相続人が多数の場合、これの特定をするための調査等に多大な時間と労力を要しまして、迅速かつ適正な課税に支障を来している事例もあることから、現所有者に対しまして、固定資産税の賦課徴収に必要となる事項についての申告を義務づけするとともに、正当な理由なくして申告をしない場合の罰則規定を追加したものでございます。

この規定は、令和2年4月1日以降に現所有者、相続人であったこと、これを知った方から適用をされるものでございます。

また、災害等で所有者が不明である場合に、使用者を所有者とみなして固定資産税を課税する規定がございますが、これは災害等の場合に限定をされておりましたけれども、今年度の税制改

正でこの規定が拡大をされまして、必要な調査をしても、なお所有者が不明である場合につきましても同様の方法で課税できることとなります。いずれの場合につきましても、使用者に対しあらかじめ通知をした上で課税をするものでございます。

この規定は、令和3年度の課税から適用されるものでございます。

次に、3の軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しについてであります。リトルシガーと呼ばれる1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこに対する課税方法についての規定でございます。令和2年10月から1本当たり0.7グラム未満は紙巻タバコ0.7本に換算をし、令和3年10月からは1本当たり1グラム未満は紙巻たばこ1本に換算して課税になるというものでございます。

最後に、4の国民健康保険税の改正でございます。1点目は、課税限度額の改正で、医療分でございます基礎課税額に係る限度額を現行の61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る限度額を現行の16万円から17万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

2点目は、低所得者軽減における判定基準の改正でございます。

被保険者数等に応じて、判定所得に加算する額を5割軽減では1人当たりの加算額を28万円から28万5,000円に、2割軽減では1人当たりの加算額を51万円から52万円にそれぞれ引き上げるものでございまして、この改正により低所得者軽減に該当する世帯が増加をするということになります。

以上が今回の改正の主な内容でございます。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから承認第3号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

---

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第11、承認第4号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 承認第4号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。

岩泉町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年5月14日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。令和2年4月1日から開始する岩泉町水道事業について、令和2年3月30日付で認可されたことに伴い、岩泉町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を設け、令和2年4月1日から施行する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日、岩泉町長、中居健一。

参考資料の新旧対照表をお開き願います。今回の改正は令和2年3月30日付で水道事業の経営が認可されたことに伴いまして、給水人口及び1日最大給水量を現在の実態に即した内容に変更しようとするものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 確認をお願いします。この参考資料で見ると人口が2分の1とか以上減っている地域があっても給水量が5割から倍になっています。ということになると、水道料金関係でいくと、使用料がどんとはね上がるような計算になるような気がするのですが、その点について

てはいかがですか。

○議長（加藤久民君） 三上上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（三上訓一君） お答えいたします。

今議員ご質問のとおり、給水人口は減少しておる中で1日最大給水量が増加しているというこ  
とで、これについて、人口についてはそのとおり住基人口、あと今後の見込み人口からも減って  
いくというのはそのとおりのわけですけれども、給水量については人口プラス企業、そして公共  
施設等も使用量がこれまで実績等から増えているということで、今後の見込みもそれなりの量が  
見込まれるということで、こういう数値となっております。また、使用料に関しては、これまで  
も同等の実績を見た料金での使用料を見込んでおりますので、急に上がるとかそういうことはな  
いのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから承認第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

---

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第12、承認第5号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分に  
関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 承認第5号 岩泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。

岩泉町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年5月14日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する制令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い、岩泉町税条例の一部を改正する条例を設け、及び同日から施行する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日、岩泉町長、中居健一。

別添の参考資料、A4判1枚でございますが、御覧を願いたいと思います。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を行うため、地方税法等の一部が改正されたことに伴うものでございます。

2の内容の(1)、徴収猶予の特例関係についてであります。町税条例におきましては、特例適用の手續等に関する規定を追加するものでございます。特例の内容でございますが、令和2年2月から納期限までの間の1か月以上の期間における経常的収入が前年比でおおむね20%以上を減少していること。それと、収入の減少によって町税を1回に納付、納入することが困難である場合に徴収を猶予をするものでございます。猶予の期間は原則1年間、猶予に当たっての担保は不要で、延滞金は免除、全ての税目が対象でございます。

次に、(2)の軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の延長についてでございます。令和元年10月の消費税率引き上げに伴いまして創設された臨時的軽減措置におきまして、対象車両の取得日を令和2年9月から令和3年3月までの取得に延長をするものでございます。臨時的軽減措置の内容といたしましては、3輪以上の軽自動車が対象ございまして、一定の排出ガス基準等を満たす車両は非課税、その他の車両は税率を2%から1%に軽減をするものでございます。

次に、(3)の個人町民税の特例関係についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響に

際しまして、中止になったイベントのチケット等の払い戻しを受けなかった場合に、その額を寄附金とみなして寄附金控除を適用するものでございます。

2点目でございますが、住宅建築の遅れなどによって入居をするのが遅れ、住宅借入金等の特別税額控除の要件を満たせなかった方が令和3年中に入居した場合には、控除を弾力的に適用するものでございます。

これらの規定は令和3年1月から適用をされます。

以上が今回の改正の主な内容でございます。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 今回、町条例の徴収猶予ですけれども、ニュース等でこれに関連しての質問も兼ねますが、減免の措置も考えられているというふうにあります。そうしたものについてはどのように今なるものでしょうか。減免についてよろしく願います。

○議長（加藤久民君） 中川税務出納課長、どうぞ。

○会計管理者兼税務出納課長（中川英之君） お答えします。

町税の減免ということで、固定資産税につきましては地方税法のほうでの規定ということになりますので、特に町税条例の改正は伴わないということになります。それから、住民税、国保税等につきましても国のほうから示されているのはございますが、詳細は追って通知するというところでございまして、これからということになります。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 地方税法のほうで改正ということになりますと、それは国になるのかな。

そうしますと、それは既にこの方向性でする方向が出ていますか、固定資産税の減免、来年度からの減免するものは。

○議長（加藤久民君） 中川税務出納課長、どうぞ。

○会計管理者兼税務出納課長（中川英之君） お答えします。

先ほどのお話がありました固定資産税の減免につきましては、令和3年度について1年限りでございまして、減免すると。その内容につきまして、中小企業者等の減収に伴うものでございまして、事業に供しております償却資産や家屋、建物ですね、そちらの資産の軽減を図るということ



になっております。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから承認第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第13、議案第1号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第1号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度岩泉町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,053万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億7,526万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年5月14日提出、岩泉町長、中居健一。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により町民生活にも大きな影響が及んでいることを踏まえまして、町民の暮らしを守り、また厳しい経営状況に置かれている町内中小企業者等を支援し、地域経済を支えていくための予算計上をしたところでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。なお、今回は別冊の説明資料といたしまして、令和2年度補正予算新規事業等概要をお配りしておりますので、併せて御覧いただきたいと存じます。

予算書は5ページをお開きいただき、新規事業等概要説明資料は1ページを御覧願います。3款1項1目社会福祉総務費、18節に福祉サービス事業所感染症予防対策支援金180万円を計上しております。事業内容でございますが、説明資料の事業の目的及び事業の内容にありますとおり、福祉サービス事業所における感染症予防対策を支援するため町内で福祉サービスを運営する法人に対し一律20万円を支援しようとするものであります。対象法人につきましては、資料に記載のありますとおり9法人でございます。

次に、3款2項1目、児童福祉総務費、18節にひとり親子育て世帯臨時給付金189万円を計上しております。説明資料は2ページでございます。新型コロナウイルス感染症による子育て世帯への影響を踏まえまして、一定所得以下のひとり親子育て世帯に対しまして、1世帯当たり3万円を給付するものでございます。対象となる世帯は63世帯を見込んでおります。

次に、6款1項2目、商工鉱業振興費でございます。18節に町内消費購買拡大事業補助金を775万円増額計上しております。これは、町内での消費拡大を目的として行う商品券の発行事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響で停滞をする地域経済の活性化を図るため、プレミアム率を1割から2割へ割増しし、発行数量を3,000セットから5,000セットに増加して実施しようとするものでございます。

同じく、18節の新型コロナウイルス感染症対策資金融資利子補給補助金774万8,000円と、同資金の信用保証料補給補助金1,484万8,000円でございます。これは、説明資料新規事業等概要の3ページでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化した個人事業主を含む中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける場合がございます。その利子及び補償料を補助いたしまして、事業者の負担軽減を図るものでございます。利子の補給期間は3年間分でございます。保証料は全額を補助する内容となっております。

次に、18節の地域企業経営継続支援事業補助金981万円でございます。説明資料の4ページで

ございます。新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている個人事業主を含む中小企業者に対しまして、岩手県と連携をし、事業に係る家賃の補助を講じることで事業主の負担軽減を図ろうとするものでございます。補助の対象でございますが、売上げが50%以上減少した事業者であることなどの要件を設ける予定でございまして、家賃の2分の1以内を補助しようとするものでございます。

次に、18節の感染症対策緊急雇用助成事業補助金1,165万5,000円でございます。これは説明資料の5ページでございますが、国の雇用調整助成金を活用し、かつ従業員の解雇をしなかった中小企業者の事業主の方が対象で、休業手当等の事業主負担分の10分の1、これにつきまして県と町とで支援をする内容となっております。

最後に、予算書の6ページでございますが、18節の中小企業者等事業継続緊急支援給付金1,400万円でございます。説明資料の6ページでございます。新型コロナウイルス感染症関係の影響により売上げ等が減少をしました個人事業主を含む中小企業者に対しまして、緊急かつ一時的に事業経費をご支援することで、事業の継続を下支えするとともに、町内経済の維持、活性化に寄与することを目的に行う事業であり、町の独自支援策でございます。対象となる業種は宿泊業、飲食業、タクシー業の方々に、一律20万円をご支援しようとするものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入をご説明いたします。予算書の4ページをお開き願います。14款2項1目総務費国庫補助金でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を4,400万円増額計上しております。本臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大の防止策や感染症拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等の事業に充当が可能な交付金となっております。今回の補正予算におきましても、本交付金の充当を見込み、予算計上をしているものでございます。

15款2項6目商工費県補助金では、岩手県と連携して行います2つの事業につきまして、県補助金の歳入を見込むものでございます。

次に、18款2項1目財政調整基金繰入金では1,580万1,000円の増額計上を行うものでございます。

最後に、予算書2ページをお開き願います。第2表債務負担行為負担補正でございます。新型コロナウイルス感染症対策資金融資利子補給に係る債務負担の設定でございまして、期間を令和

2年度から令和6年度までとし、限度額を融資総額6億円を限度とし、年2.0%以内の割合で計算した額とするものでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。

お諮りします。質疑の方法については先に歳出一括、次に歳入一括で質疑することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑の方法については先に歳出一括、次に歳入一括で質疑することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。5ページ及び6ページをお開きください。質疑はございませんか。

2番、どうぞ。

○2番（島山和英君） 今回はコロナに伴う地域の経済対策というふうなことでの補正予算です。

そこで6ページ、種々もろもろありますけれども、6ページの中小企業等事業継続緊急支援給付金、町独自でやるというものであります。ほかの自治体もその自治体の事情によって挙げてはおりますけれども、町独自でやるというふうなことで、敬意と申しましょるかよかったなと思っております。

そこで、まずこの20万円をやると。それで対象業種が宿泊業、飲食業、これタクシー業に絞っています。というのは、町内の中小企業、小規模事業者大体400ぐらいあると思っておりますけれども、いろいろ聞きますとこの業種にこだわらないで減収している方も、事業所等もあるわけでありますので、まずこれをやっぱり減っている人に対しては、事業所に対してはやっぱり中小企業者、小規模事業者にはこの対象事業、これにこだわらないでぜひやるべきであるとまず、すみませんけれども、結論からお話ししましたが、まずこれをやってほしいなど、そのように思いますが、お考えをお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、今回の補正予算のほうでご提案申し上げました中小企業の皆さんの支援の関係でございますけれども、今回はまず第1弾と、国のほうの第1弾に合わせた第1弾ということでありまして、この事業につきましては、新型コロナ感染症拡大を受けまして、発出されました国の緊急事態宣言を受けまして大きな影響が町内でも出ているというのは議員もご承知のとおりと思っております。特に本町の場合には、龍泉洞という観光地がありますが、そちらのほうもこのコロナの関係で閉洞をして、現在も閉洞をしているというふうな状況となっております。また、併せて緊急事態宣言が出ましてから各種集宴会、各種の懇親会等も自粛ムードになりまして、こちらについても過去に例を見ないほど大きな影響が出ているというふうなことになっております。この2つの大きな理由、要するに観光業と宿泊業、資料のほうにもございますけれども、宿泊、飲食、あとはタクシー、この3つに絞り込んだ形で、第1弾としては業者を選んで限定した形での給付金をお配りしたいというふうに思っております。

これについては、まず先ほども申し上げました観光の関係、あとはホテル、飲食の関係というのが特に大きいという声が直接届いておりますし、あとは今現在商工会と連携をしながら各種動きを展開しているわけですが、連休中の各事業所さんの様子についてもアンケート調査ということで今実施をさせていただいております。この宿泊、飲食、タクシー以外の業種の皆さんがどのような影響があるかということについては、その調査結果を踏まえまして、再度商工会とも協議、連携しながら必要な措置、国の動向を見ながら必要な措置を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） そうしますと、今業種を絞っていますけれども、これは減少する、例えば国の持続化給付金の50%減少したときに対しては200万円なり100万円出るわけですが、いずれそういうことにこだわらなくて、この3事業者には全部出すというふうな考えでしょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、議員からお話がありました国のほうの持続化給付金につきましてはそれぞれ50%以上の減少とか各種条件がありますけれども、町のほうで予定しておりますこの中小企業者の皆さんへの支援につきましては、いずれパーセンテージというのは示さずに、まずは減少しているというふうなことを条件に考えております。詳しい要綱等、今つくっている最中ではございますけれども、いずれ持続化給付金と同様に事業を行っていることが

確かな書類であったり、あとは確定申告者はその売上げ台帳によりまして、売上高が確かに減少しているということが確認できれば対象になってくるものと考えております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） そうしますと、この業種で今対象事業としている業種は該当になるというふうなことです。国でも持続化給付金等を出して、今申請を町内でも多分やっている方もいるかとは思いますが、この50%下回る人がいるわけですね、2割、3割。それからこの業種、宿泊、この3つの業種以外の商店とかいろいろ聞きますとですね、運送とか結構大変減っている方もいるというふうなことです。そういうふうなことを見ますと、やっぱり国の持続化給付金の該当にならないものについてはやっぱりそれも何らかの手を町としてやっぱり額は少なくとも出したいなと、出してほしいなと思うのです。

それで、今課長がまずは第1弾だご答弁ありました、最初に。やっぱりこれ、今要綱等もこれからということではありますが、この対象事業種、ほかもあるわけでありますので、それらも含めて、これはもう既に予算、今回の予算はこれで出ていますが、次も多分出るかと思えます。国もいろいろまた第2次補正等が今報道等が出ています。それを含めて広く見て、実態を把握しながら、これについては、これ絞らないでやっぱり出すべきだ、出すのであれば。ましてや減収しているところもありますので、基準はどこかで定めなければならないとは思いますが、そう思います。それについてはいかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、今回示しました業種以外の皆さんの扱いでございますけれども、商工会のほうの分類におきましては、18の職種に分類上分かれております。その中で、町内で400弱の業者さん、事業者さんがおまして、そのうち約300の方が会員ということになっております。

先ほども申し上げましたが、今調査をしておりますので、どの程度の影響が出ているか、まず先ほど申し上げた宿泊であったり、あとは飲食につきましては私も町内は歩いていて、お客さんがいないというふうな状況も確認をしていて本当に大変だなというのを肌で感じておりますし、いろんな周知の関係で事業所さんを訪れたときのお話もまさに大変だということで、まずは緊急、急がなければならない人たちの今回手を差し伸べるということで考えております。

あとは、国のほうもいろいろ第2弾の支援策というのを考えております。今回県と連携して行

います家賃補助も国のほうでも検討していたりというふうな報道もありますので、まずはそういった情報収集に努めるとともに、あとはどのような方法を取っていけば町内の事業者の皆さんのためになるか、関係機関と連携しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ぜひそのご答弁のように、これからの5月、6月、企業によっては6月以降がめどが立たないという町内企業も聞こえてきます。それらこれからも厳しいところも出てくるかと思えます。それらも踏まえながら、ぜひこの内容については、今回はこれではありますけれども、次のところには今ご答弁あったのも含めてお願いをしたいなど、ぜひお願いをしたいなと思えます。

それからもう一点、次に移ります。家賃補助がありました。これは家賃、土地代を払っている方とか、そういうのも含めて該当になるものでしょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） この家賃補助は、先ほども説明が総務課長のほうからあったように、県と連携をしていく事業という内容となっております。先頃つい2日ぐらい前でしょうか、県のほうから要綱というか詳しい内容が出てまいりました。事業の名称、主に家賃補助ということ想定しておりましたけれども、土地の分についても該当になるということは何っております。あとは、例えば店舗兼住宅であったりとか、そういった特殊な例は案分をするというふうなことが必要になってくるかとは思いますが、個々の実態に合わせて適正に該当者については支援していきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） それから、雇用調整助成金の10分の1の町負担の県と協調しての、資料の5ページだったでしょうか、10分の1が出ていますが、県と協調で半分ずつ出すと、10割になるということで、国のほうでの拡充がどんどん出ていまして、これについては国のほうで決まったのではないかな、措置はされるのではないですか、違いますか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ほかの事業ともそうですね、今国のほうで第2弾の中でこの雇用助成金の拡充についても検討されているものと認識しております。今現在の決まっている部分でありますと、先ほど申し上げた解雇を伴わない場合、10分の9国が出してくれると。残り

を県と町とで折半して負担するというふうな内容となっております。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 先ほどの中小企業者等の関係ですが、70業者を想定しているということですが、説明ですと町内には400を超える事業者があつて、それから商工会の会員とすれば300ということなようです。ですので、2番議員がお話ししたようなことで、何とかその業種の方々に、要綱的に一定の収入を得られなかったというふうな業者がいた場合、この商工会の会員であつても町内の商店主であれば、そこら辺までも手を差し伸べるというふうな考えはこれから出てほしいわけですが、その点についてのお考えをお願いします。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 町内全ての事業者さんを救ってあげたいというのは町民誰しもが思っていることだと思います。議員と私も同じでございます。

あと、先ほど申し上げた町内での事業者数については数値のとおりでございますけれども、あとは商工会に入っている、入っていないに関わらず、均等に等しく取り扱っていきなというふうに思っております。

あとは、商工会の会員の皆さんへのアンケート、今実施をしているところでございますけれども、同じ業種で入っている方、入っていない方いると思いますが、取りまとめたアンケートを踏まえまして、どの業種が大変なのかというのが明らかになってくるかと思っておりますので、そこはまた今後、商工会さんとも連携を取りながら対応していきなと思っておりますし、できる限りそういった町内で大変な思いをされている方、事業者はおりますので、何とかすくいあげる方向で頑張っていきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 事業継続支援金の関係ですが、先ほどから出ている経済観光課の分が出てはいるのですが、私は事業継続支援が必要なのは経済観光だけではないと思っております。私のところにもどうにかならないかと入ってきているのは農水、例えば牛を飼っているのですが、普通の牛でなくてジャージー牛を飼っていると。それで、ヨーグルトの製造はできるけれども、牛乳にしての販売のほうがコロナが出てきてから全然駄目になったと。こういうふうな話も入ってい



るし、それからあと漁業をやっている方、漁船漁業なのですが、コロナが出てきてから全然売れないと、そういうふうな声も入ってきているのです。これは独自に考えて進めていくのですが、農林水産課のほうでも岩泉町の事業継続支援という点では、第1弾として今こうやっているのですが、第2弾として検討していく必要があると思うのですが、この点についてお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

農林水産業におきましても、それぞれの分野で被害は受けているという状況は確認はしてございます。国のほうで、これまで牛の関係ですとか、野菜価格の安定ですとか、農業の分野におきましては価格の変動がこれまでも大きくて、農業経営の持続が難しいという状況がありまして、国ではセーフティーネットの制度を充実させてございます。つきましては、こちらのほうの現状のセーフティーネットの制度の状況を踏まえながら、今後継続がさらに厳しくなっていく場合におきましては、町でも支援を検討していきたいと。これにつきましては、農業の分野に関わらず、林業、水産業におきましても同様の考えで進めていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） ぜひこれは進めていくべきだと思います。第1回目の地方創生交付金が9億円を超す額が入っているのですが、今予算化をしたわけですが、今予算化をして現在残っているのはいくらぐらい残っているのでしょうか、その点についてお願いします。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 今回の国の1次補正に伴います関係の交付金でございますが、定額給付金分に含むものが9億1,900万円、それから臨時地方創生の価格関係の交付金でございますけれども、これの合計で9,860万円ぐらいということで、全部で今回の補正1号、2号で10億1,000万円の予算を組ませていただいております。したがって、国の今回示された1次補正の交付金関係の分については全て予算化をさせていただいたという内容でございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 2次補正、3次補正ということで、これからどんどん要求していくべきだと思いますが、やっぱりさっき農水課長が答弁したように、その点も踏まえてどんどん検討していくべきだと思います。

以上です。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 雇用調整助成金のことでお尋ねしますが、雇用保険の適用事業者であるところ、雇用形態が日々雇用だったというところでは雇用保険が納付されてないので、その人は対象外だというような事例も中にはあるのではないかなど。そうすると、企業で負担をいただければいいのですが、それをしないと、労働者の皆さんには所得が入らない。過日の報道でそういう方のためにも直接給付をするという制度が何かで見たような気がするのですが、そういう情報というのは担当課のほうでつかんでいけば教えてほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 雇用調整助成金の概要は先ほどお話をしました。ちょっと今手元に資料がないのですけれども、今回の拡充をされている制度でございますが、非正規雇用者あるいは新入社員の方も追加をされているということで認識をしているところでございます。あとは、一部の事業所の方にちょっと様子を聞いてみたのですけれども、その会社では社労士さんが代わって手続をしていただいて、社労士もいろんな事業所からの書類とか事務処理を担っていて社労士さんてきにも忙しい。あとは、ハローワークさん、昨日役場に来たときにちょっと聞いたのですが、宮古のほうでも非常に窓口が混んでいるということで、テレビで報道されているようにちょっと処理には時間がかかるなというふうなことを受けて、国ではその事務の簡素化と人人体制の増強等を図っているということで、何とか早期に事務が執行されるのを祈っている状況となっております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） いわゆる対象ではない人も出てきているようなのですよね。その人には直接厚労省のほうから給付するというような制度も出てきたというふうに私見たのですが、ちょっとそこまでたどり着いていないのであればあれですけれども、その辺についてもちょっと調べておいていただければありがたいなと思います。日々情報は変わっていますので、ぜひそういうのも一覧か何かにしていただいて、町民の皆様にも、各事業所の皆様にも分かるような方法を取っていただければもっとありがたいと思うのですが、そこについては一覧表なんかつくる気持ちはありますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、今現在確定しております事業につきましては、別な機会に資料を各議員にもお配りをする予定となっておりますし、あとはホームページのほうでも確定している分については載せていきたい、情報を提供していきたいと思っております。

あとは、雇用調整助成金、ほかの事業もですけれども、どうしても新聞報道が先行してですね、こちらを見ている側も戸惑うような状況です。確かなものはやはり、政府、国のほうが発表するというので、新聞報道もどちらかと言うと正しかったりというふうな部分もありますので、そこは正しい情報を正確にうちのほうで理解をして対応していきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

歳出を終わります。

歳入に入ります。4ページをお開きください。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

歳入を終わります。

第2表、債務負担行為補正に入ります。2ページをお開きください。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで第2表、債務負担行為補正の質疑を終わります。

これで議案第1号の質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） 本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回岩泉町議会臨時会を閉会します。

(午前11時31分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

---

署 名 議 員

畠 山 昌 典

---

署 名 議 員

畠 山 和 英

---

署 名 議 員

小 松 ひ と み

---